

# エコアクション21地域判定委員会規程

一般財団法人 新潟県環境分析センター

エコアクション21地域認証登録制度実施要領1. 2に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、地域等における次の事項を審議する。

- (1) 事業者のエコアクション21認証・登録の可否
- (2) エコアクション21審査人の審査結果に対する異議
- (3) その他事業者のエコアクション21認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は4名をもって構成する。委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、一般財団法人新潟県環境分析センター理事長が委嘱する。

- (1) 事業者の環境への取り組みなどに関する専門家及び有識者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第5条 地域判定委員会は、一般財団法人新潟県環境分析センター理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の3名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

~~＝(規程の改廃)＝~~

~~第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。~~

(附則)

- 1 平成17年05月30日 制定施行
- 2 平成24年04月01日 改定